

第10回河南町協働のまちづくりを考える懇話会 資料③

◎テーマ1. 『条例の理念・原則について』～条文例～

柏原市事例	第1章 総則	(まちづくりの 基本理念)	第4条 まちづくりは、夢のある地域社会の実現に向けて、柏原市の現在及び未来に責任を負うことのできる市民主体のまちづくりを行うものでなければならない。 2 まちづくりは、市民と市の機関が「パートナーシップの精神」に基づいて推進し、市民がその成果を享受していくものでなければならない。
	第2章 まちづくりの 基本原則	(基本原則)	第5条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。 (1) 市民及び市の機関は、対等の立場に立ち、協働してまちづくりを推進すること。 (2) 市民は、まちづくりへの参加の機会が公正かつ平等に保障されること。 (3) 市民及び市の機関は、互いにまちづくりに関する情報を共有しあうこと。 (4) 市民公益活動は、自主性及び自立性を基本とし、尊重されること。 (5) 市民及び市の機関は、一人ひとりの人権を尊重すること。
阪南市事例	第2章 基本理念		第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。
	第3章 基本原則	(参画及び協働 の原則)	第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。
		(情報共有 の原則)	第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。
		(財政自治 の原則)	第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。
大阪狭山市 事例	第2章 市民自治の 基本原則	(人権の尊重)	第4条 市民、議会及び市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、その個性及び能力が発揮されるまちづくりを推進するものとする。
		(情報の共有)	第5条 市民、議会及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。
		(市民参画)	第6条 市は、市政運営に当たっては、市民の参画を保障するものとする。
		(協働)	第7条 市民、議会及び市は、相互理解の下、信頼関係を深め、協働してまちづくりを推進するものとする。

◎テーマ1. 『条例の理念・原則について』～条文例～

島本町事例	第2章 基本原則	(まちづくりの 基本原則)	<p>第4条 この条例に定める目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) 住民、議会及び町は、一人ひとりの人権を尊重すること。</p> <p>(2) 町は、住民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。</p> <p>(3) 住民、議会及び町は、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを推進すること。</p> <p>(4) 住民、議会及び町は、互いに情報を共有し、町はその保有する情報を積極的に提供すること。</p> <p>(5) 住民、議会及び町は、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。</p>
-------	-------------	------------------	---

◎テーマ2. 『情報・説明について』～条文例～

岸和田市事例	第7章 市政運営の 原則	(情報の共有)	第21条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。
		(個人情報の保護)	第22条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。 2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。
		(説明責任)	第23条 市長及び他の執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。
吹田市事例	第6章 情報共有、 情報公開等	(情報共有の推進)	第15条 執行機関は、市民参画及び協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければなりません。
		(情報公開及び情報提供)	第16条 市は、市政に関して市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、その保有する情報を公開しなければなりません。 2 市は、市民生活に必要な情報を市民にわかりやすく、かつ、適時に提供するよう努めなければなりません。
		(個人情報の保護)	第17条 市は、その保有する個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。
島本町事例	第6章 情報共有、 情報公開等	(情報の共有)	第11条 町は、住民の参画と協働の実効性を確保するため、住民の共有財産である町の情報を住民にわかりやすく提供するものとする。 2 町は、多様な媒体を通じて広報活動の充実を図るなど、情報提供の体制整備に努めるものとする。
		(説明責任)	第12条 町は、施策の立案、決定、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について住民に対し、説明責任を果たさなければならない。 2 町は、町政に関する住民の意見、要望、提案等に対し誠実に応答しなければならない。
		(情報公開及び個人情報の保護)	第13条 町は、町政に関する情報について、住民との共有を図るため、情報公開を推進するものとする。 2 町は、個人情報を保護するための取扱いを徹底し、個人の権利及び利益を保護するために必要な措置をとらなければならない。